

山本ひろふみ議員に対する問責決議について

山本ひろふみ議員に対する問責決議を次のとおり提出する。

平成30年10月25日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか65名

自民党市議団, 日本共産党市議団,
公明党市議団, 国民・みらい市議団,
京都党市議団, 日本維新の会市議団,
無所属(大西), 無所属(豊田), 無所属(やまず)

山本ひろふみ議員に対する問責決議

本年5月に発生した、小規模保育事業A型・認可外保育施設を運営するNPO法人エンゼルネットにおける在園児童及び卒園児童の個人情報保存した私物USBメモリの紛失事案において、同NPO法人の理事長(当時)を務めていた山本ひろふみ議員は、発見された同メモリのデータ保全を京都市から直接指示されていたにもかかわらず、自らデータを消去し、他の者により消去済みであったと虚偽報告を行ったことが判明した。

また、制度上、小規模保育事業所の職員ではない法人役員に配分することができない地域型保育給付費に係る処遇改善等加算Iの賃金改善要件分を利用して、当時理事長であった山本ひろふみ議員等に対して賞与が支給されていた。

加えて、本件事案の調査により、「個人情報の不適切な管理」、「地域型保育給付費(処遇改善等加算I)の不適切使用」、「役員報酬の虚偽報告」、「業務執行状況を監査すべき監事による会計事務処理」など、同NPO法人の不適切な運営が明らかとなった。

我々京都市会議員は、147万市民の代表であり市会を構成する一員として、議会活動を通じて市民の負託にこたえる使命を全うする重責を担っており、市民全体の奉仕者として、法令を遵守し、議会及び議員の品位及び名誉を損なう行為を慎み、議員活動の内外を問わず市民の範となるよう努めなければならないことは言うまでもない。

今回、山本ひろふみ議員が行った虚偽報告、地域型保育給付費の不適切使用などは、京都市会基本条例はもとより、京都市会議員政治倫理条例第3条にも反すると言わざるを得ず、議員に対する市民の信頼を大きく失墜させるものであり、断じて許されるものではない。

よって京都市会は、山本ひろふみ議員を問責するものである。

以上、決議する。

年 月 日

京 都 市 会